

財産の無償貸付につき議決を求めることについて

次の財産を無償貸付するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 無償貸付する財産

(1) 土地

所在	地番	地目	地積
東近江市垣見町字四ノ坪	50番	宅地	6,625.36平方メートル

(2) 建物

所在	構造	面積
東近江市垣見町50番地	鉄筋コンクリート造2階建	1,819.10平方メートル

- 2 無償貸付する相手方 滋賀県草津市大路三丁目5番64号
株式会社いずみ二一
代表取締役 南 啓次郎

- 3 無償貸付する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

旧東近江市能登川プールを引き続き無償貸付したく、本議案を提出するものである。